〜改元に伴う10連休の休業日について〜

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことに伴い、当協会では下記の期間を休業とさせていただきます。
何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

**平成３１年4月27日(土)〜令和１年5月6日(月・祝)**

※5月7日(火)より通常営業いたします。